

令和6年度 第5回大島町農業委員会総会議事録

令和6年度定例大島町農業委員会が、令和6年8月26日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 推進委員 吉田義孝

4、出席職員は次の通り

坂上智彦 産業課長
山田貴訓 農業係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
日程第2： その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 皆さんおはようございます。それでは、令和6年度第5回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名。欠席委員が0名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお、推進委員は2名中1名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表の通りといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なし。の声 多数～)

向山議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は9番委員と10番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。よろしく申し上げます。それでは、日程第1、会長報告について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい。それでは説明いたします。非農地判断についてです。申請地は□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、現地は20年以上前から山林となっており、農地性がないため地目の変更を行うというものです。7月19日の現地調査には農業委員3名と事務局1名で行いました。次です。申請地は□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、現地は20年以上前から山林になっており農地性がないため、地目変更を行うというものです。7月19日の現地調査には農業委員3名と事務局1名で行いました。次です。申請地は□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが現地は20年以上前から山林となっており、農地性がないため地目の変更を行うというものです。こちらも7月19日に現地調査を行いました、農業委員3名と事務局1名で行いました。以上です。

向山議長 はい。ありがとうございます。続きまして日程第2、農地の権利移動の許可について、議案第5号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい。農地の権利移動の許可について。議案第5号を説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲丁目▲番▲-▲号、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、野菜、果樹を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしましては常時従事者1名、労力状況につきましては労働力男1名、既存の農業機械等は軽トラ1台と耕運機1台です。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図がとなっております。申請地は□□から□側へ▲メートル程進んだ□側に位置します。説明は以上です。

向山議長 はい。ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から補足説明等ありましたらお願いいたします。

新保委員 はい。

向山議長 はい。1番。

新保委員 補足説明ということで、青木氏と行ってまいりました。これは道から見ると段上で上の方の畑です。場所は平たんで、少し刈入れすれば十分に使える農地です。以上です。

向山議長 はい。ありがとうございました。他に何かありましたら挙手でお願いいたします。

笠間委員 はい。

向山議長 はい。5番。

笠間委員 今はもう野菜等畑をやっている状態ではないですか。

新保委員 今はもうやっていないです。少し草を払えば使えます。

向山議長 他にどなたか意見等何かありましたら挙手でお願いします。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案5号、農地の権利移動の許可について、原案の通り承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

事務局(青木) (全員 挙手)

向山議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号については原案の通り承認いたします。日程第3、その他の前に追加の案件があります。追加案件、第6号農地法第5条農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局(青木) はい。説明いたします。追加議案、議案第6号農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について、申請人及び譲受人は□□▲番▲、〇〇。譲渡人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇。申請地は□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は今回の申請地所有者である、〇〇より有償にて取得し自己住宅として使用するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと申請地への案内図となっております。申請地は□□の□□を▲メートルほど□側に進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいますと、申請図の公図となっております。また次のページをご覧くださいますと、転用計画図となっております。以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 山本委員 はい。
- 向山議長 はい。10番。
- 山本委員 この場所はですね、□□の□□を□□へ上がっていきます。申請地付近は住宅が結構立ち並んでいます。その中で今回の申請地だけ家が建っていない状況の土地でした。現地を見たところ特に問題があるようには見えませんでした。
- 向山議長 ありがとうございます。他によろしいですか。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい。5番。
- 笠間委員 平面図にネイル室と書かれた部屋があるのですが、ここで商売をする予定ですか。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 はい。事務局。
- 事務局(青木) このネイル室は、今回申請された〇〇さんの奥さんが〇〇でして、その仕事をするための部屋となっております。
- 笠間委員 ちなみに申請者の仕事は何をされているのですか。
- 事務局(青木) 仕事は〇〇です。
- 笠間委員 〇〇。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 他に何かございますか。よろしいですか。
(～はいの声 多数～)
- 向山議長 それでは採決いたします。追加議案、議案第6号、農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について、原案の通り許可相当することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 向山議長 はい。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして日程第3その他について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい。説明させていただきます。第64回企業的農業経営顕彰事業の実施についてということで、第3回の農業委員会総会の際に、お話をさせていただきまして、推薦の期限

が8月30日というところで、今週末になっておりますが、こちら推薦したい方はいらっしゃいますでしょうか。特にいらっしゃいませんか。ありがとうございます。以上です。

向山議長

他に何かございますか。それでは特に無いようですので、これを持ちまして第5回大島町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員